

平成 29 年 4 月 27 日

平成 28 年度における消費者安全法（財産事案）の運用状況について

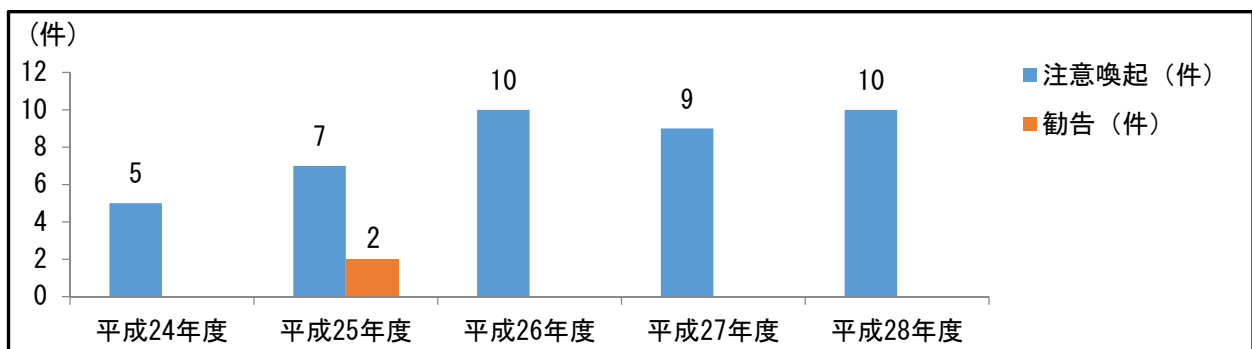
消費者庁は、消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な判断を阻害するおそれのある行為が事業者により行われて消費者の財産被害をもたらす事態に対して、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）の規定に基づき、注意喚起、勧告等を行い、消費者被害の発生又は拡大の防止に努めています。

平成 28 年度における消費者安全法（財産事案）の運用状況は次のとおりです。

1 注意喚起、勧告の件数

事業者名を公表する注意喚起を 10 件行いました。各事案の概要は別紙のとおりです。

【消費者安全法（財産事案）の注意喚起、勧告の件数推移】



2 事案の総括

在宅ワークをあっせんするとして消費者を勧誘する事案、ジェネリック医薬品やオリンピック開催に関する架空請求等、現在注目されている話題に乗じて消費者を欺く事案がみられました。

事業者の手口をみると、SMS（ショートメッセージサービス）を用いて消費者に接触し、有名な企業の名をかたって消費者を信用させるものが目立ちました。

また、消費者に金銭を支払わせる手段として大手ネット通販事業者の電子ギフト券をコンビニエンスストア等で購入させ、その番号等を聞き出す手口が後を絶たないことを踏まえ、消費者に同様の手口に細心の注意を払うよう呼び掛けました。

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室

TEL : 03(3507)9187 FAX : 03(3507)7557

平成28年度の消費者安全法（財産事案）の事案概要

No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
1 ・ 2	H28. 4. 22 注意喚起	在宅ワークを希望する消費者にホームページ作成料等の名目で多額の金銭を支払わせる在宅ワーク事業者2社に関する注意喚起	契約に当たっての初期費用、サーバー増設等の追加費用	振込み	<p>株式会社ネットライフ及び株式会社クラウドシステムの2社（以下「2社」という。）は、それぞれ、インターネット上に開設したウェブサイトで、好条件で消費者を在宅ワーク（ウェブサイトのキャッチフレーズや文章の作成等）に勧誘しているが、両社とも事業の実体がないことが判明した（不実告知）。</p> <p>2社は、当該各ウェブサイトを開覧して連絡してきた消費者に対し、研修を実施して消費者の集客力等を褒め、消費者をその気にさせる。そして、研修終了後、在宅ワークの契約時になって突然、ホームページの作成などのための初期費用として約50万円を請求し、「返金保証があります。」「あなたなら確実に〇〇万円稼げます。」などと言って、初期費用を支払うよう説得する。さらに、初期費用を支払った消費者に対しては、アクセス数の増加に対応するなどとしてサーバー増設等の名目で追加費用を請求し、「追加費用を支払わないと在宅ワークを続けられなくなるし、これまでの報酬を支払えなくなります。」などと言って、追加費用を支払うよう説得していた。</p> <p>また、2社は、お金がないという消費者に対し、金融機関からお金を借りて初期費用や追加費用を支払うよう説得していた。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/160422adjustments_1.pdf</p>

No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
3	H28. 6. 15 注意喚起	ジェネリック医薬品の製造・販売などの事業を営んでいると偽って社債購入を勧誘する「東洋堂製薬株式会社」に関する注意喚起	社債	宅配便による現金の送付	<p>東洋堂製薬株式会社（以下「東洋堂製薬」という。）は、消費者に対し、同社の会社概要及び事業内容とするジェネリック医薬品の概要を記載したパンフレットや社債の申込用紙等一式が入った封筒を送付してくるが、資料に記載された所在地に同社の事務所は存在せず、また、商業法人登記もなく、事業実体がないことが判明した（不実告知）。</p> <p>東洋堂製薬の勧誘方法は、いわゆる劇場型勧誘であり、概要は次のとおりである。東洋堂製薬の社債の購入を希望すると称する者が消費者に対し、「封筒が届いている人しかその社債を購入することができません。」などと述べて、消費者に届いている封筒を購入希望者の元へ送るよう依頼してくる。その後、「あなたの名前で東洋堂製薬の社債購入の申込手続きができたため、東洋堂製薬からあなたに申込手続きをした私との関係を尋ねる電話があった際には私をあなたの遠い親戚であると答えてください。」などと依頼する。</p> <p>その後、弁護士と名のる男からその依頼を断らなかった消費者に対し、「名義を貸して社債を申し込んだことは違反行為であなたは逮捕されます。預けてあるお金を引き出してください。」「家にお金を置いていても持って行かれて危ないので、宅急便で送ってください。」などと言い、金銭の送付を要求していた。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/160615adjustments_1.pdf</p>

No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
4	H28. 7. 25 注意喚起	約2,900倍の為替レ ートでウズベキスタ ン通貨スムの購入を 勧誘する「ブラック ロック・ジャパン株 式会社をかたる事業 者」に関する注意喚 起	外国通貨	宅配便に よる現金 の送付	<p>ブラックロック・ジャパン株式会社をかたる事業者（以下「偽ブラックロック」という。）は、ウズベキスタン通貨（以下「スム」という。）を別の者が倍の値段で買い取るとして、偽ブラックロックからスムを購入するよう持ちかけて購入させていたが、別の者が買い取ることはなかった（不実告知）。偽ブラックロックの勧誘方法は、いわゆる劇場型勧誘であり、概要は次のとおりである。</p> <p>偽ブラックロックとは別の事業者（以下「A社」という。）が、過去に詐欺被害に遭った消費者に電話を掛け、過去の詐欺被害金額を取り返す裁判への参加を持ちかける。</p> <p>その後、A社は消費者に電話で、裁判で負けたので過去の詐欺被害金額を取り返せなくなったが、その代わりに消費者が偽ブラックロックからスムの紙幣を1枚10万円(実際の為替レートで計算すると約34円)で買えばA社等がそれを倍の値段で買い取るにより過去の詐欺被害を回復できるとして、偽ブラックロックからスムを購入するよう持ちかける。</p> <p>消費者が偽ブラックロックにスムを注文し、A社の指示どおり宅配便でスムの代金を首都圏の個人宅に送付すると、偽ブラックロックから消費者にスムが送付される。しかし、その後、消費者は偽ブラックロックやA社と連絡が取れなくなり、A社等によるスムの買取りも行われなかった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/151030adjustments_1.pdf</p>

No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
5	H28. 7. 25 注意喚起	SMSを用いて有料 動画の未払料金の名 目で金銭を支払わせ ようとする「株式会 社U-NEXTをか たる事業者」に関す る注意喚起	有料動画 サイトの 利用料金	ギフトカ ードによ る支払	<p>株式会社U-NEXTをかたる事業者は、消費者の携帯電話に「有料コンテン ツ利用料の未払いが生じています。本日中に連絡がなければ法的措置に移行しま す。」などと記載したSMSを送信し、SMSに記載された電話番号に連絡してき た消費者に「支払をしないと裁判沙汰になります。」などと告げ、有料動画の未払 料金の名目で金銭を支払わせていた（消費者を欺くこと、威迫・困惑）。</p> <p>消費者は、不安感等から実際には有料動画サイトの未払料金など生じていない にもかかわらず、何か有料動画の未払料金があるのではないかと思ってしまう、 大手通販サイトのギフトカードをコンビニで購入して、ギフトカードのカード番 号を伝えることによって、要求される金額を支払っていた。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/160725adjustments_2.pdf</p>

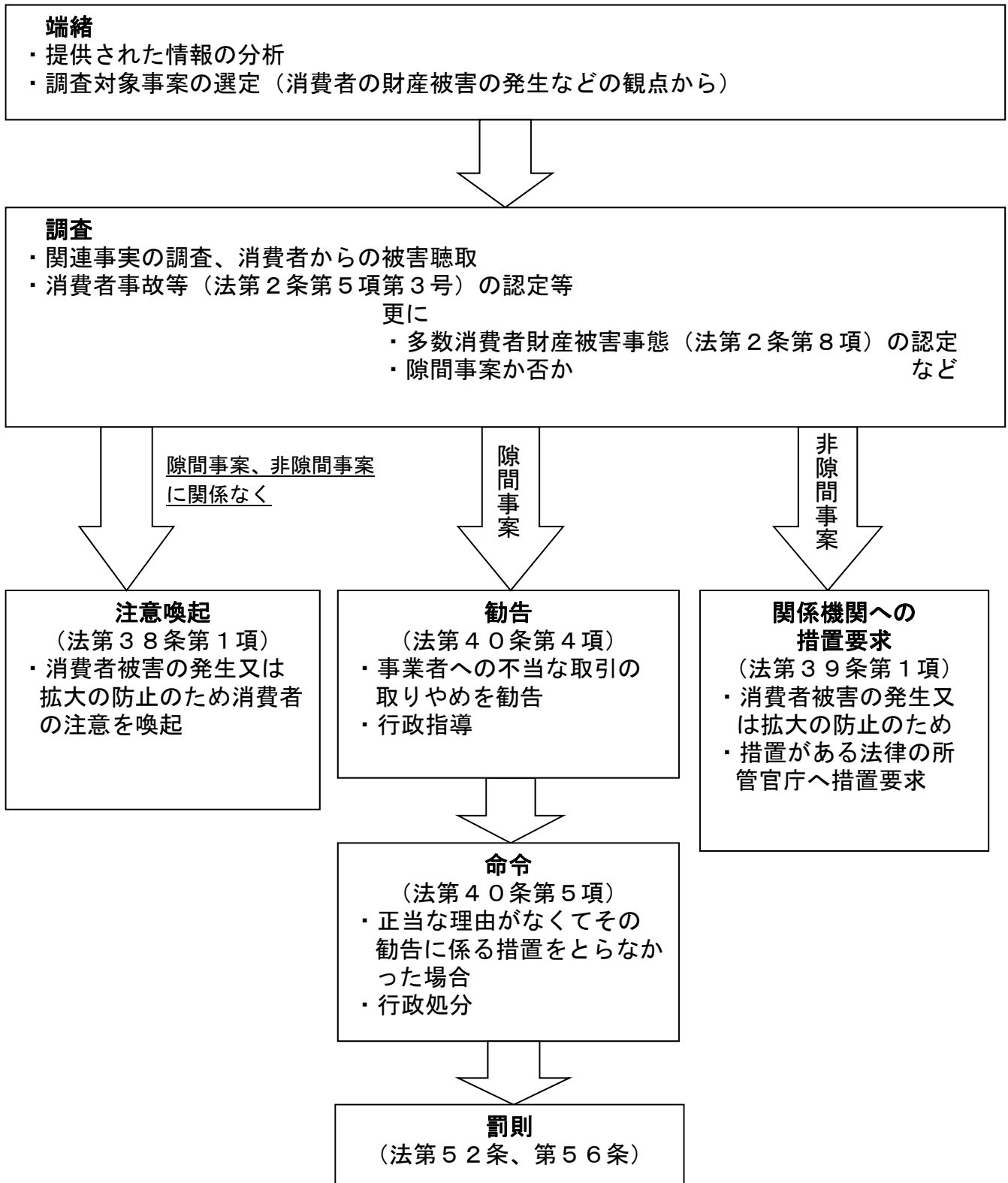
No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
6	H28.8.2 注意喚起	消費者名義で多額の東京オリンピックのチケット申込みがあるかのように偽り、個人情報の削除の名目等で金銭を支払わせようとする「オリンピック財団」等と称する事業者に関する注意喚起	個人情報の削除請負	ギフトカードによる支払	<p>「オリンピック財団」等と称する事業者は、消費者名義で多額のオリンピックのチケットの申込みがあるかのように偽り、それが犯罪グループのリストに個人情報載っているからであるとして、個人情報を削除する等の名目で金銭を支払わせていた（消費者を欺くこと、威迫・困惑）。</p> <p>「オリンピック財団」等と称する事業者の勧誘方法は、いわゆる劇場型勧誘であり、概要は次のとおりである。</p> <p>「オリンピック財団」等と称する事業者は、消費者宅に電話し、あたかも消費者名義で多額の東京オリンピックのチケット申込みがあるかのように偽り、チケットの申込みをしていないと答えた消費者に対し「調査します。」と告げる。</p> <p>その後、「調査の結果、犯罪グループのリストにあなたの個人情報が載っていました。」「このままではあなたの銀行口座が差し押さえられます。」「年金ももらえなくなります。」などと言って消費者を欺き、威迫し困惑させてリストから個人情報を削除する等の名目で金銭を支払わせていた。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/160802adjustments_1.pdf</p>

No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
7 ・ 8	H28.11.18 注意喚起	在宅ワークを希望する消費者にホームページ作成料等の名目で多額の金銭を支払わせる在宅ワーク事業者2社に関する注意喚起	契約に当たったの初期費用、サーバー増設等の追加費用	振込み	<p>株式会社システムネット及び株式会社ビジネスシステムの2社（以下「2社」という。）は、それぞれ、インターネット上に開設したウェブサイトで、好条件で消費者を在宅ワーク（ウェブサイトのキャッチフレーズや文章の作成等）に勧誘しているが、両社とも事業の実体がないことが判明した（不実告知）。</p> <p>2社は、当該各ウェブサイトを開覧して連絡してきた消費者に対し、研修を実施して消費者の集客力等を褒め、消費者をその気にさせる。そして、研修終了後、在宅ワークの契約時になって突然、在宅ワークのためには消費者専用のホームページを作成する必要があるなどとして高額な初期費用を請求し、その数日後、ホームページのバージョンアップが必要であるなどとして高額な追加費用を請求していた。</p> <p>また、2社は、お金がないという消費者に対し、金融機関からお金を借りて初期費用や追加費用を支払うよう説得していた。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/161118adjustments_1.pdf</p>

No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
9	H28.12.22 注意喚起	SMSを用いて有料動画の未払料金为名目で金銭を支払わせようとする「ヤフー株式会社をかたる事業者」に関する注意喚起	有料動画サイトの利用料金	ギフトカードによる支払	<p>ヤフー株式会社をかたる事業者は、消費者の携帯電話に「有料動画閲覧履歴があるため、本日中に登録解除いただけない場合、身辺調査及び法的措置へ移行となります。ヤフー」などと記載したSMS（ショートメッセージサービス）を送信し、SMSに記載された電話番号に連絡してきた消費者に「支払をしないと裁判沙汰になります。」などと告げ、有料動画の未払料金为名目で金銭を支払わせていた（消費者を欺くこと、威迫・困惑）。</p> <p>消費者は、不安感等から実際には有料動画閲覧の未払料金など生じていないにもかかわらず、何かの未払料金があるのではないかと思っしまい、大手通販サイトのギフトカードをコンビニで購入して、ギフトカードのカード番号を伝えることによって、要求される金額を支払っていた。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/161222adjustments_1.pdf</p>

No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
10	H29. 2. 28 注意喚起	SMSを用いて有料 動画サイトの未払料 金などの名目で金銭 を支払わせようとす る「株式会社DMM. comをかたる事業 者」に関する注意喚 起	有料動画 サイトの 利用料金	ギフトカ ードによ る支払	<p>株式会社DMM. comをかたる事業者は、消費者の携帯電話に「有料コンテン ツ利用料金の支払確認が取れません。本日中に連絡なき場合、訴訟手続きに移行し ます。」などと記載されたSMSを送信し、SMSに記載された電話番号に連絡し てきた消費者に「今日中に支払えば訴訟手続きを取り下げます。」などと告げ、有料 コンテンツの未払料金等の名目で金銭を支払わせていた(消費者を欺くこと、威迫・ 困惑)。</p> <p>消費者は、不安感等から実際には有料コンテンツ利用料金の未払など生じていな いにもかかわらず、何かの未払料金があるのではないかと思ってしまう、大手通販 サイトのギフトカードをコンビニで購入して、ギフトカードのカード番号を伝える ことによって、要求される金額を支払っていた。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/170228adjustments_1.pdf</p>

消費者安全法（財産事案）の事務フロー



○ 消費者安全法（抜粋）

（平成二十一年法律第五十号）

（定義）

第二条

1～4 （略）

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一・二 （略）

三 前2号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

6・7 （略）

8 この法律において「多数消費者財産被害事態」とは、第5項第3号に掲げる事態のうち、同号に定める行為に係る取引であって次の各号のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいう。

一 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が消費者に対して示す商品、役務、権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のものと著しく異なるもの

二 前号に掲げる取引のほか、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、政令で定めるもの

（消費者への注意喚起等）

第三十八条 内閣総理大臣は、第12条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2～4 （略）

（他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求）

第三十九条 内閣総理大臣は、第12条1項若しくは2項又は第29条1項若しくは2項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

2 （略）

（事業者に対する勧告及び命令）

第四十条

1～3 （略）

4 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態が発生した場合（当該多数消費者財産被害事態による被害の拡大又は当該多数消費者財産被害事態と同種若しくは類似の多数消費者財産被害事態の発生（以下この条において「多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対し、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要が

あると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
6～8 (略)

(罰則)

第五十二条 第40条第2項又は第5項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第51条及び第52条 1億円以下の罰金刑
- 二 第53条第2項及び前2条 各本条の罰金刑

○ 消費者安全法施行令 (抜粋)

(平成二十一年政令第二百二十号)

(消費者の利益を不当に害する等のおそれがある行為)

第三条 法第二条第五項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 (略)
- 二 消費者との間の契約(事業として締結するものに限る。以下この条において同じ。)に関し、その締結について消費者を勧誘するに際して、又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約を妨げるため、次のイからニまでのいずれかに該当する行為をすること。
 - イ 当該契約に関する事項であつて、消費者の当該契約を締結するかどうか又は当該契約の解除若しくは解約をするかどうかについての判断に通常影響を及ぼすものについて、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。
 - ロ 当該契約の目的となる商品、製品、役務、権利その他のものに関し、将来におけるその価額、将来において消費者が受け取る金額、その使用等により将来において生ずる効用その他の事項であつて将来における変動が不確実なものについて断定的判断を提供すること。
- ハ・ニ (略)
- 三 前号に掲げるもののほか、消費者との間の契約の締結若しくは履行又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約に関し、消費者を欺き、又は威迫して困惑させること。
- 四～七 (略)